七	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考　第一項の表中の「備考」に同じ。				

4　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る調達価格等（第二号ハに掲げる変更の認定の日が価格決定日となる場合にあっては、当該変更の認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等に係るものに限る。）は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　法第九条第三項の認定の日

二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ　当該設備に係る調達期間の起算日前における出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る調達価格より高い場合、出力を増加させる変更であって当該増加後に当該設備が該当する再生可能エネルギー発電設備の区分等が法第四条第一項の規定による指定を受けた区分等となる場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定

ロ　当該設備に係る調達期間の起算日以後における出力の変更の認定（出力を減少させる変更の認定を除く。）

ハ　当該設備に係る次の表各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備において利用するバイオマス燃料の種類の変更によるものに限り、認定に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等を減ずるのみの変更を除く。）の認定

二　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備	平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

［新設］

七	一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び第一号から前号までに掲げる設備以外のバイオマス発電設備	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
備考　第一項の表中の「備考」に同じ。				